

真庭市拠点形成計画（立地適正化計画）【仮称】

策定支援業務

<基本方針>

令和7年5月

真庭市 建設部 まちづくり推進課

1. 業務概要

(1) 業務名 真庭市拠点形成計画（立地適正化計画）【仮称】策定支援業務

(2) 事務局 真庭市建設部まちづくり推進課

郵便番号 719-3292

住所 岡山県真庭市久世 2927-2

電話 0867-42-7781

FAX 0867-42-1988

(3) 業務内容 真庭市拠点形成計画（立地適正化計画）【仮称】の策定支援業務

(4) 履行期間 契約締結日から令和9年3月25日まで

(5) 予定価格 総 額（上限額） 18,403,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和7年度（上限額） 7,414,000 円（消費税及び地方消費税含む）

令和8年度（上限額） 10,989,000 円（消費税及び地方消費税含む）

2. プロポーザル方式採用理由

真庭市拠点形成計画（立地適正化計画）【仮称】は、真庭市まちづくり計画（都市計画マスタープラン）及びこれまでの施策や事業を踏まえつつ、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定に加えて、都市計画区域外における生活拠点形成を包含した計画を策定するため、令和7年度に、基礎資料の収集・整理、課題の抽出を行い、庁内会議等の連絡調整検討を行いながら基本的な方針を立案し、令和8年度にかけて居住誘導区域、都市機能誘導区域及び都市計画区域外の生活拠点エリアの設定、誘導施策、防災指針、定量的な目標値等に関する事項の素案づくりが必要である。

このため、本業務の実施にあたっては、事業者の高度な創造性、技術力又は専門的な技術若しくは経験と実績が必要であり、業務に係る提案内容の優れた者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式とし、書類審査及びヒアリング選定方式とする。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 参加表明書の提出時点において、真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置規程による指名停止を受けていないこと。
- (3) 真庭市に土木関係建設コンサルタント業務（都市計画及び地方計画）で、真庭市入札参加資格者名簿に登録済みであること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (5) 土木関係建設コンサルタント業務を専業とする者であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法に基づく更正、再生手続き開始の申立がなされていない者であること。
- (7) 参加表明書の提出は、参加を表明する事務所で1提案とする。
- (8) 参加表明書を提出できる者は、本業務に関する専門分野（管理技術者及び担当技術者を除く）について、協力者（協力事務所）を加えることができる。この場合において、この協力者（協力事務所）となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルにおける上記の参加資格を有しない。
- (9) 管理技術者は、参加を表明する事務所と直接かつ3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (10) 管理技術者は、国又は地方公共団体発注の立地適正化計画策定に関する業務又は類似する業務の実績があること。（本業務と類似する業務は、総合計画等策定業務、都市計画に関連した計画策定業務とする。）
- (11) 管理技術者は、本業務を遂行するうえで技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、以下のいずれかの資格を有し、資格を取得後5年以上の実務経験があること。

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に基づく技術士（建設部門）

イ RCCM（都市計画及び地方計画）

5. 審査概要

(1) 審査委員会の設置 「真庭市拠点形成計画（立地適正化計画）【仮称】策定支援業務プロジェクトポータル審査委員会」を設置する。

(2) 委員構成 （7 名）

- ・ 総合政策部長
- ・ 危機管理監
- ・ 総務部長
- ・ 生活環境部長
- ・ 健康福祉部長
- ・ 産業観光部長
- ・ 建設部長（まちづくり推進監）

6. 日程

- | | |
|----------------------------|-------------------------------|
| (1) 公告 | 令和 7 年 5 月 7 日（水）真庭市ホームページ掲載 |
| (2) 質問受付締切 | 令和 7 年 5 月 20 日（火）正午まで |
| (3) 質問回答 | 令和 7 年 5 月 23 日（金）予定 |
| (4) 参加表明書及び技術資料提出締切 | 令和 7 年 5 月 28 日（水）17 時 00 分まで |
| (5) 第 1 次審査（書類審査） | 令和 7 年 5 月 29 日（木）予定 |
| (6) 第 1 次審査審査結果通知 | 令和 7 年 5 月 30 日（金）予定 |
| (7) 技術提案書等提出締切 | 令和 7 年 6 月 11 日（水）17 時 00 分まで |
| (8) 第 2 次審査（技術提案書審査・ヒアリング） | 令和 7 年 6 月 17 日（火）予定 |
| (9) 審査結果通知 | 第 2 次審査後、速やかに通知する。 |
| (10) 審査結果の公表 | 第 2 次審査後、速やかに真庭市ホームページにて公表する。 |
| (11) 契約締結 | 最優秀提案者と協議のうえ締結する。 |